



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆
 編集人 山添 稲子
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)
 発行日(月刊)
 平成18年9月10日

公益法人の公益性と法令遵守

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆

日本行政書士会連合会による非行政書士排除活動

8月21日全国の行政書士会に、日本行政書士会連合会(以下「日行連」という)会長・監察部長連名による「非行政書士による行政書士法違反事案に関する実態調査について」の通知が出された。「行政書士法違反が横行し、個人、企業を問わず公然と行われ、急増している」として、全国各地における違反事案の調査報告を求め、日行連が非行政書士排除を行うとしている。

今回は、自動車団体等の非行政書士行為について、新聞報道や当会の監察活動等を踏まえて、公益法人の実態ならびに今後の対応について研究するとともに、滋賀県における非行政書士排除活動に日行連の支援を期待するものである。

(財)大阪陸運協会に関する報道

国土交通省(以下「国交省」という)近畿運輸局の認可法人に(財)大阪陸運協会(以下「陸運協会」という)がある。

運輸支局単位に15支部を設置し、160名余の職員を擁している。この協会の理事長と支部長が行政書士法違反の罪で本年5月に逮捕起訴された。(資料1,2,3)

検察側は、国交省OBが陸運協会支部長兼行政書士として勤務し、報酬を協会に寄付していたとしたうえ、「行政書士は週二、三回しか出勤せず、同支部職員が業務を行っていた」と指摘。犯行は「以前からの慣行だった」とした。理事長は行政書士が死亡して不在なのにそのまま無資格で業務を指示した疑いも明らかにされた。

弁護側は「事実上国交省からお墨付きを受けた行為。被告らが個人的な利益を得るためではない」として、罰金か執行猶予付き判決を求めた。(資料4)

これに対して、神戸地裁の判決は、「行政書士の資格を持たない事務員に車両の名義変更などの登録業務をさせ、およそ15万円の報酬を得た」として、行政書士法違反の罪を問うとともに、「法令遵守が強く求められる今、軽視できない犯行だが、個人的な利得を直接の目的とした犯行ではない」として、山本被告に懲役8か月、執行猶予2年の有罪判決を言い渡した。(資料5)

同協会は、事件後理事長が辞任すると共に、判決前に行政書士会宛に「自動車の検査登録申請書類作成業務(以下「自動車業務」という)を執り行わない」との通知を

行い、窓口にも貼り出した。(資料6,7)

行政書士法と両罰規程

行政書士法は独占業務に関して「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が当該法人又は人の業務に関して第〇〇条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する」とする両罰規程がない。

陸運協会の判決において注目すべき点は、両罰規程なみに、法人の代表者たる理事長と補助者が罰せられたことにある。従来から、自動車業界においては、セールスマンが罰せられることがあってもその社長まで罰せられることはなかった。売り上げのためには保管場所法違反や行政書士法違反など手段を選ばない自動車業界の法令遵守が必要であるとして行政書士会に協力を求めてきたある県警本部の要請がにわかにも重みを持ってきた。今回の判決で法人等の責任者にも刑事罰が及んだことに学ぶべき点がある。

立ち入り検査

自動車業務の遂行にあたり、公益法人等の職員等が、複数の事務所で、依頼者に行政書士の領収書を発行している事例が見受けられる。この場合行政書士は、外観上は複数の事務所を有していると思なされる。部外者からは公益法人等の職員が事務所毎に行政書士の領収書を自由に発行することに違和感を覚え、行政書士の名義貸しと理解されよう。

新聞報道によれば、陸運協会の場合は、職員が行政書士の補助者となって書類を作成し、行政書士の領収書を発行しておきながら、その収益を陸運協会に納入している事が明らかになっている。行政書士会の非行政書士に対する実態調査には自ずと限界がある。特に公益法人と所管官庁とのスクラムを崩すことは容易ではない。その解決策としては、公益法人等が調査対象となった場合、併置されている行政書士事務所に対しては、行政書士事務所の実態把握のために、知事が立ち入り検査することが法定されているのでその活用が考えられる。

公益法人が行う行政書士業務

公益法人が行政書士の独占業務を業とすることは出来ない。

行政書士の独占業務を組織的に行うことが出来るのは、行政書士が共同して設立した行政書士法人に限られている。(第13条の3)

行政書士法には名義貸しに対する罰則がないが、商法では名板貸しを禁じている。行政書士又は行政書士法人という資格者の名板貸しが商法違反となるか疑問であるが、名義を借りて行政書士業務を行った者は行政書士法の業務独占(第19条の2)および名称独占(第19条の2第2項)に抵触する。

あわせて名義貸しした行政書士についても共同正犯としての責任が問われることに加えて、知事の立ち入り検査により法、命令、規則等の違反が明らかになれば、知事による告訴や業務の停止又は禁止等の知事の処分が適用されることとなる。

行政書士会が会員を告訴又は告発することは忍びないが、社会に行政書士法の遵守を要望する以上は、行政書士の職業倫理についても厳しく対処することは当然の責務とすることが出来よう。

北海道の自家用自動車協会に関する報道

北海道には7つの運輸支局があり、その近接地に自動車業務を行っていた自家用自動車協会(以下「自家用協会」という)がある。新聞によれば旭川、北見、函館等の自家用協会は行政書士の資格がない専務理事や職員が数十年にわたり自動車業務を行い、旭川が年間約6万5千件、北見が2万1千件の書類作成を行っていたことが報じられている。(資料8,9)

北海道行政書士会による行政書士法違反に係わる調査に対して、これらの自家用協会は「行政書士の登録が完了するまでは業務を行わない」との誓約書を提出し、現在は業務を中止している模様だ。

自家用協会は国交省と警察庁の共管法人である。ある県では県下52地区の自家用協会(その多くが警察所内にある)があり、それらが〇〇県自家用協会連合会を設立している。自家用協会は、会員サービスとして、自動車業務と代行、自動車の保管場所の現地調査事務及び保管場所等登録事務の実施等を事業目的に掲げ、利用者から会費を徴収しておきながら、正会員であれば無料としている。自家用協会にも警察OBが就職しておりその者の名において行政書士事務所が併置されている。

ある県においては、警察署の窓口ではなく自家用協会の窓口で車庫証明の受付・交付が行われている。その際会費という名目で例えば一件あたり2000円の手数料を徴収している。会費を支払わなくとも受付してくれるが公布日が遅くなることを論外に伺わせる説明がされている。

特急料金4000円を支払えば交付期間が短縮されるという場合もある。常識的には会費を支払えば会員となるのが通常である。自動車業務を依頼して会費を支払った者は総会出席が制限されているのであろうか。北海道ではこれがトラブルの原因となったようだ。(資料10,11,12)

会費名目の報酬の違法性

会費名目で業務報酬を請求する自家用協会、運転免許証書換の報酬を会費と称する交通安全協会等、会費名目で書類作成や手続き代行等の役務の対価を徴収している公益法人が見受けられる。公益法人が本来の構成員の他に、業務報酬を受託するたびに会費として徴収した利用者も公益法人の会員としてその都度加算されるため、総会の成立要件である過半数の出席という定款に対応できず、総会そのものが成立しない状況となっている。

公益法人に対する行政書士会の実態調査は、事業目的や総会成立要件、構成員等が定款と相違ないか、法令が遵守されているかチェックする必要がある。

所管官庁に対する公益法人の検査報告書等の開示請求で実態把握することも効果的であろうと考えられる。会費名目で書類作成料を徴収する団体にも行政OBが行政書士事務所を併置している事例がある。行政書士の報酬の流れを解明することによって、公益法人や業界団体の非行政書士行為の排除を行いつつ、そこに係わる行政書士の職業倫理の確立も行政書士会の責務であろう。

法第19条適用除外

平成17年12月26日、総務省令が施行された。「総務省令で定める手続き」は、型式指定を受けた新車の自動車の申請手続について、一部稼働するOSSを利用して行う手続、具体的には、①保管場所の確保を証する通知の申請手続の一部②自動車の新規登録及び新規検査の申請が明示され、「当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者」は、社団法人日本自動車販売協会連合会(以下「自販連」という)となった。

もともと新車の登録は、自販連の登録代行センターに事務所を併置する国交省OBの約70名の契約行政書士によって書類が作成されている。全ての登録代行センターに併置されているわけでもなく、一部には名義貸しも見受けられる。それ以外にも全国的には一部のディーラーが登録代行センターの契約行政書士以外の行政書士に自動車業務を委託しているが、総務省令施行後も大きな変化は見受けられない。

(社)全国自動車標板協議会

これに先立ち、日行連と(社)全国自動車標板協議会(以下全標協という)との間に覚え書きが交わされていた。(資料13)覚え書きには特段の約束行為が記されているわけでもないが、一般的には、総務省令施行以前から自動車関係団体が自動車業務を行い、書類作成は契約行政書士が行っている実態を「現状の取り扱い」と記載し、その行為をOSSにも応用することを確認したものである。

全標協は、道路運送車両法により承認された自動車標板交付代行者の団体であり、構成員は自動車標板製作者と国交省の認可した公益法人である。全標協の事業目的からして、自動車業務や代行業務は行えず、従って行政

書士法第19条の「定める者」とはなり得ない。

要するにこの覚え書きは、全標協の構成団体である公益法人が、別人格の法人として、契約行政書士を通じて自動車業務の電子申請を行えることを確認したに過ぎない。

全標協本体が自動車業務を行うことを確認する覚え書でもない。総務省令で自販連が「定める者」とされても、自販連の構成員である販売店やセールスマンまでが「定める者」とされていないことと同じである。

この覚え書きによって、公益法人が事業目的でない自動車業務等を行うための様々な法的制限や、行政書士法違反を免れることが出来ないことは言うまでもない。要するに全標協が主役とならざるを得ない理由は、その構成員たる公益法人が地方認可法人であり、「定める者」の要件を満たさないからであり、中央認可法人の全標協を隠れ蓑にせざるを得なかったと推測している。標板交付代行者に自動車業務を扱わせるのは、認可の主旨からして無理があることは説明を要しない。

公益法人のコンプライアンス

全標協の構成団体の行う事業の多くは、国および県より委託を受けて自動車の検査・登録時に納付する印紙、証紙を売捌く公共性の高いものであり、公益法人本来の業務に支障が生じることの無きよう厳正な事業の管理体制と法令遵守が求められている。また所管官庁は、公益法人に対して、3年に1回は業務及び財産状況について立ち入り検査等を実施して検査票を作成し、違法行為や改善事項があれば公正さを担保するよう指導するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導することが求められている。

したがって、大阪陸運協会に見られるような行政書士法違反がトップを巻き込んで行われているような場合、当然に所管官庁の監督責任が問われると共に、当該公益法人に対する行政事務委託が公益から見て適正か否か、極言すれば公益事業を執るか収益事業を執るかという認可の取り消しを含む見直しが行われてしかるべきであると言えよう。社会通念上、営利企業として行うことが適当と考えられる性格、内容の事業を業とすることは公益法人として妥当ではない。公益法人等の関係団体が、行政書士法のみならずその他の法令に違法となりかねない収益事業に邁進する姿勢を改め、今一度公益法人の成立過程、認可目的に照らした事業の見直しを図るきっかけとして欲しいものである。

公益法人の事業目的の職権抹消

ある時、日行連では旧運輸省（現国土交通省）の本省及び地方局が認可した自動車関係団体の公益法人や県知事が認可した商工組合等の事業目的を調査したことがある。

その結果多数の公益法人が、「陸運関係官庁に対する申請届出書類の代書、代領及び案内に関すること」として「代書」の文字を事業目的に掲げていることが判明した。

担当者として、所管官庁に行政書士法違反として対応

を求めたが要領を得ない対応となった。そこで日行連として法務局に出向き、法人の登記に関しては、法務局において、その事業目的の具体性、明確性、適法性の可否について審査される事となっているが、違法性のある事業目的をなぜ登記したか照会したことがある。

法務局の回答は、認可団体は所管官庁において適法に認可したものであるから、あらためて違法性を審査することはしないというものであった。そこで法務省民事局を訪問した。商業法人と公益法人は担当が違っていたが相談の結果、認可公益法人の事業目的に違法性があれば、直ちに職権抹消するとして、その旨が旧運輸省に伝えられた。それに対して、旧運輸省では、事業目的すなわち定款の一部変更は総会決議事項であるので、当該団体の総会で削除するよう指導するので、その間職権抹消を猶予して欲しいとの対応が示された。その結果代書の文字は旧運輸省認可法人の事業目的から消えた。当該団体からは「いじめてくれるな」と電話をいただいた記憶がある。しかし認可法人による自動車業務は日行連指摘のとおり公然として行っており、これを称して業界では「行政書士法をクリアーした」と称している。

日行連の非行政書士行為の排除活動は、失敗すれば「行政書士法クリアー」戦術を当然化させることになる。あらゆる角度から解明し、法令遵守違反の反公益性を是正する戦略の構築が期待される。

職業安定法と労働者派遣事業

最近の新聞によれば、出向させた職員に、出向元が直接業務の指揮をしているのは、いわゆる労働者派遣事業の法律に触れるとして労働局が実態調査したことが報道されている。（資料14）

自販連代行センターや自家用協会等の団体内に併置された行政書士は、書類作成料を団体等から収受しているが、補助者、事務所、その他の設備等のヒト・モノ・カネの提供を受けている事例もあり、様々な名目で団体側に収益が還流している実態がある。このように出向元が、出向者の受け入れ先から利益を得る等した場合は「営業」とみなされ、業としての労働提供を禁止する職業安定法に抵触するおそれがあることが報じられている。（資料15）

行政書士会の責務

陸運協会の事件は、行政書士制度を悪用した公益法人の法令違反の断罪であった。

行政書士の職業倫理が問われている現況下、この事件では公益法人等の違法行為に加担する行政書士の存在もあぶり出された。

これら契約行政書士の業務適正化は行政書士会の責務である。公益法人の定款自治の暴走や違法行為の排除に努め、国民の利益の向上に資することとしたい。

（資料は滋賀県行政書士会のホームページに掲載）

<http://www.biwa.ne.jp/~shigakai/>